

於：農林水産省三番長町分庁舎

平成14年度食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第1回畜産物価格等部会

平成15年2月24日

農 林 水 産 省

## 目 次

1 . 午前 1 0 時 0 0 分開会 .....	1
2 . 資料の確認 .....	1
3 . 委員紹介 .....	1
4 . 部会長の選出 .....	3
5 . 部会長あいさつ .....	4
6 . 部会長代理の指名 .....	4
7 . 農林水産大臣あいさつ .....	4
8 . 畜産物価格等部会の運営について .....	6
9 . 資料説明 .....	9
10 . 意見交換 .....	30
11 . 午後 0 時 2 6 分閉会 .....	48

午前10時00分開会

宮本畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会  
生産分科会畜産物価格等部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の宮本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員の任期満了により、委員が改選されて初めての会合になりますので、部会長  
を選出する必要があります。部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせて  
いただきます。

なお、冒頭に正式な審議名を申し上げましたが、少々長いために、以後、単に部会とい  
うふうに略称させていただきます。

#### 資料の確認

宮本畜産企画課長 次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

番号を付しておりますが、資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、食料・農業・  
農村政策審議会関係法令集（畜産関係）、資料4、畜産物価格等部会の概要について、資料  
5、最近の畜産物価格等をめぐる情勢について、資料6、畜産環境対策等関連施策の動向  
について、資料7、BSE対策の推進状況、参考配付といたしまして畜産の動向をつけて  
ございます。

不足がありましたら、事務局の方に御連絡いただきたいと思います。よろしゅうござい  
ますか。

#### 委員紹介

宮本畜産企画課長 それでは委員の改選後初めての部会でございますので、委員の皆様  
を御紹介させていただきます。

まず、向かって右側になりますが、生源寺委員でございます。

増田委員でございます。

次に、臨時委員の皆様方を御紹介させていただきます。

足立委員でございます。

石川委員でございます。

犬伏委員はちょっと遅れておりますので、お見えになりましたら御紹介したいと思  
います。

今委員でございます。

遠藤委員でございます。

大野晃委員でございます。

大野健三委員でございます。

岸委員でございます。

木村委員でございます。

黒田委員でございます。

土井委員でございます。

内藤委員でございます。

中村委員でございます。

吉田委員でございます。

吉野委員はちょっとおくれておりますが、お見えになったときに御紹介したいと思  
います。

続きまして、専門委員の皆様方を御紹介させていただきます。

伊藤委員でございます。

江藤委員でございます。

小林委員でございます。

菅野委員でございます。

寺内委員でございます。

福岡委員でございます。

矢野委員でございます。

山田委員でございます。

吉濱委員でございます。

なお、川島委員、松木委員、山口委員、福原委員、山角委員におかれましては、やむを  
得ない事情がございまして、本日御欠席という連絡が入っております。

続いて、生産局の主な出席者を御紹介いたします。

須賀田生産局長でございます。

松原畜産部長でございます。

塩田畜産技術課長でございます。

荒川牛乳乳製品課長でございます。

本川食肉鶏卵課長でございます。

飼料課長がおくれております。

伊地知衛生課長でございます。

### 部会長の選出

宮本畜産企画課長 本日は冒頭に申し上げましたとおり、委員改選後の初めての会合でございます。まず、部会長を選出していただきたく思っております。

資料3の関係法令集の8ページを御覧いただきますと、食料・農業・農村政策審議会令第7条第3項に、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する」ことになっております。

委員の互選につきまして、何か御意見がありましたらお願いしたいと思っております。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 食料・農業・農村全般にわたりまして、非常に造詣深い、かつ前の畜審の委員も長いことやっておられました、本部会の委員であります生源寺委員を推薦したいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

宮本畜産企画課長 ただいま内藤委員の方から、生源寺委員に部会長をお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本畜産企画課長 御異議がないようですので、生源寺委員に部会長をお願いしたいと思っております。

生源寺委員、部会長席によろしく願いいたします。

## 部会長あいさつ

宮本畜産企画課長 それではここで、生源寺部会長からごあいさつをいただきたいと思っています。

なお、これからは生源寺部会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

生源寺部会長 ただいま部会長に御選任いただきました、東京大学の生源寺でございます。よろしくお願いいいたします。

今、内藤委員からの御発言にもございましたけれども、実はこの2年ほど、この分野からやや遠ざかっていたような感じがいたしております。この間、食中毒の事故でありますとか、BSEの問題等かなり様変わりの部分もあるようでございますので、改めて勉強をしっかりとしながら務めてまいりたいと思っております。

なおこの部会、早速いろいろ重要な案件があるというふうに伺っております。皆様方の御協力を得ながら、円滑かつ実りの多い審議の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

## 部会長代理の指名

生源寺部会長 それでは、ここから先は私の方で議事の進行をさせていただきたいと思っています。部会長は私が選任されたということで、次に部会長代理を定める必要がございます。資料3の8ページ、食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項には、「部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

部会長の代理は増田委員にお願い申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

## 農林水産大臣あいさつ

生源寺部会長 それでは、ここで農林水産大臣よりごあいさつをいただきたいと思っております。

なお、大島大臣はあいにく都合により御出席できないということでございますので、須賀田生産局長からごあいさつをお願い申し上げます。

須賀田生産局長 生産局長の須賀田でございます。

大島農林水産大臣、国会がございまして出席することができないということで、かわりにあいさつを預かってまいりました。かわって読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会第1回畜産物価格等部会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を御快諾いただきますとともに、御多用中のところ御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

我が国農業・農村は人のいのちを支える食料の供給という使命を担い、農地等を通じた資源の循環、環境との共生を実現する重要な役割を果たしております。私は、このいのち・循環・共生の基本的な枠組みづくりを国の責務として受け止め、生産・加工・流通・消費を一体的に据えた、食料のあり方、多面的機能を十分に発揮できる、農業・農村のあり方を常に意識し、また食の国際化の中で、国民の食料を確保していくための中長期的な戦略を持って、事に当たってまいりる決意であります。

また、BSEの発生、食品の不正表示等により、国民の皆様から食の安全と安心について厳しく問われている中、政府全体として国民の生命と健康の保護を第一に、食品の安全性の確保等に向けて取り組んでいるところであります。

このような中、我が国畜産業は安全かつ良質な畜産物の安定供給や、国土や自然環境の保全に寄与する等、多面的な機能を有しており、我が国畜産業が果たしているこのような役割は、今後一層重要なものとなっていくと考えております。

本部会は、食料・農業・農村政策審議会生産分科会の下、畜産物価格等を御審議いただくものであります。今後、平成15年度の畜産物価格等を定めるに当たり留意すべき事項についてお諮りする予定であります。委員各位におかれましては、これらの議題について慎重に御審議いただくとともに、今後の我が国畜産のあり方についても、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

平成15年2月24日

農林水産大臣 大島理森（代読）

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

なお、須賀田局長は御公務のため御退席されるということでございますので、この点も御了承いただきたいと思えます。

ここで、報道関係の方は御退席願いたいと思えますので、よろしく願いいたします。  
犬伏委員が御到着になられましたので、御紹介申し上げます。

#### 畜産物価格等部会の運営について

生源寺部会長 それでは次に、当部会の運営の基本事項につきまして事務局から説明していただき、その上で委員の皆様方の御意見を伺いたいと思えます。

それでは畜産企画課長、お願いいたします。

宮本畜産企画課長 座ったままでさせていただきます。

それでは御説明申し上げます。資料4、畜産物価格等部会の概要についてでございます。

当部会はそこに書いてありますように、「畜産の生産振興に関する施策に係るもの」、それから「畜産物の価格安定等に関する法律」以下3つの法律に関して、審議会の権限に属させられた事項について御審議いただくこととされております。主に畜産物の価格等に関する施策が議論の対象でございます。

また、当部会の議決につきましては、資料3の15ページに部会の設置というのがございます。これの第2条第1項、それと13ページの議事規則第9条第1項の規定によりまして、本審議会の議決とみなされることになっております。資料3の15ページ、それから13ページの議事規則の関係でございます。

次に、臨時委員及び専門委員の議決権についてでございます。あちこちいきまして恐縮でございますが、資料3の9ページに議決権について触れられております。第9条第2項、それから第3項によりまして、「部会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決すること」とされております。

以上が議決権でございます。

引き続きまして、議事の運営方法について御説明したいと思えます。まず、議事の公開・非公開の方針でございます。恐縮でございますが、資料3の11ページをお開きいただきたいと思えます。本審議会の公開・非公開につきまして、議事規則第3条第2項におきまして、「会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障



を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」とされております。

また第4条で、「議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする」というふうに定められております。

これらの規定は、第8条というのがございまして、部会にも適用することにされております。

次に、出席の関係でございます。代理の方の出席につきましては明示的な関連規定がございませんが、従来より代理の出席につきまして、事前に部会長の許可をいただいて、代理として出席する方は、表決や発言は御遠慮いただいております。欠席される委員の方に御意見がある場合には、代理の方を通じまして書面で部会長にお出しいただき、必要な場合には部会長から御披露していただくというやり方となっております。

以上が代理出席の関係でございます。

次に、委員の出席でございます。また資料3に戻りまして、12ページをお開きいただきたいと思います。議事規則の第5条、第6条がございまして、「臨時委員及び専門委員は、会長の求めに応じ審議会に出席する」とされております。

なお、昨年度はBSE発生、ちょうど今一番ひどい時期でございました。発生の度合いが食肉分野あるいは酪農分野、それぞれで大変広範な影響がございました。また、それぞれ影響の度合いも違っておることがございましたので、食肉・子牛価格関係、それから加工原料乳補給金単価等の関係、それぞれ別々の日程を設定いたしまして御審議いただいたところでありますが、そもそもこれまで御覧いただきましたように、本審議会の設置におきましては、畜産物価格等部会が一本の部会として設置されております。食肉・酪農それぞれ分けて審議するということは想定したものとなっていないという事情がござい

ます。

また、おかげさまで現在ではBSEの影響につきましても、相当程度回復しているという状況がござい

ます。また、食肉・酪農を通じまして、自給飼料の問題、あるいは畜産環境の問題、食肉・酪農共通の課題も非常に多うござい

ます。今年度におきましては、食肉・子牛価格関係、それから加工原料乳生産者補給金単価等の関係、合わせて1回の部会において御審議いただきたいと考えております。

部会の運営につきましては以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ただいま、当部会の審議事項、当部会の議決の取り扱い、臨時委員及び専門委員の議決権、会議・議事録の公開・非公開、代理の出席、審議日程等に関する6点について御説明があったわけでございます。

今回お認めいただきたい点は、まず議事の公開・非公開についてでございます。昨年度は審議会の統合後初めての部会であったことから、前部会長の御判断により、旧畜産振興審議会の例に倣い、会議・議事録は非公開とし、議事要旨の公開とされたところでございますけれども、現在、他の部会等はほとんどが公開となっている状況があることを踏まえ、今年度から議事規則に沿って、会議・議事録は原則公開としてはどうか。特に議事録の公開については、発言者名も付した形での公表としてはどうかと考えております。これがまず第1点でございます。

また、代理の方の出席につきましては、委員の方がやむを得ぬ事情で出席できない場合も十分想定されるわけでございますので、そうしたことを考慮した、昨年度までの例に沿った形にしてはどうかということでございます。

さらに、審議の日程については、事務局からの説明にありましたとおり、食肉分野と酪農分野を合わせて、1回の部会において審議するというところでどうかと考えております。

以上につきまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいま事務局から説明があり、今私の方からも確認したような形で決定させていただきます。

審議の日程については、繰り返しになりますけれども、食肉分野と酪農分野を合わせて、1回の部会において審議することといたします。

そのほかに、事務局から何かつけ加えることがあればお願いいたします。

宮本畜産企画課長 次回の日程につきましては、後ほど調整させていただきまして御連絡したいと思います。

以上でございます。

## 資料説明

生源寺部会長 それでは、事務局の方から畜産物価格等をめぐる情勢など、最近の動きについて説明をちょうだいいたしまして、その後委員の皆様方から御自由に御意見あるいは御質問を出していただくという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日のこの部会でございますが、おおむね 12 時を終了の時刻として予定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

早速事務局から説明をお願い申し上げますが、冒頭御紹介ございましたようにかなり資料がたくさんございますので、ぜひ手短かに、要領よく御説明いただきたいと思います。

それでは初めに、最近の畜産物価格等をめぐる情勢についてのうち、牛乳・乳製品関係について、牛乳乳製品課長より御説明をお願いいたします。

荒川牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料ナンバー 5 の、畜産物価格をめぐる情勢についての前段の、牛乳・乳製品関係の部分につきまして御説明をさせていただきたいと思います。全体で 4 部に分かれております。

まず、1 ページをお開きください。牛乳・乳製品の需給動向についてでございます。最初に 1 ページに総括表が載っております。我が国の牛乳・乳製品の全体需給でございますが、左側の四角でくくっておりますものが一番上の段にございますが、総需要量が 1,220 万 t ございます。これを国内と輸入で 830 万 t と 390 万 t で供給をしている状況でございます。

これを地域別に見ますと、北海道と都府県で、北海道が 370 万 t、都府県が 460 万 t ということでございまして、供給されておられる酪農家の方々が北海道が約 1 万戸、都府県が約 2 万戸という生産構造になっております。

2 ページをお開きください。生乳の需給動向でございます。まず、生産でございます。右側の表を御覧いただきたいと思います。最初に生乳生産量という欄がございますが、平成 9 年から 13 年まで、対前年比 がついてございます。要は、毎年毎年前年を下回る生産状況だったということでございます。

直近ですと平成 8 年がピークでございますが、それ以降連続して 5 年間マイナスの生産が続いておるということでございました。基本的には小規模な酪農家の皆様が離農されて、それを北海道を中心に大規模の酪農家の方々が担われて、全体としては微減という状況で

ございました。

それが14年4～12月を御覧いただきますと、プラスに転じておるところでございます。要因が幾つか考えられますが、左側の説明のところで書かせていただいておりますが、基本的には北海道なりなんりの増産対策が何年か前から進められておりまして、それが効果を生じてきていること。

それから、昨年の当審議会でも御審議をいただきましたが、補給金単価の引き上げということ。それから、都府県の方では飲用の乳価が久しぶりに引き上がったということで、酪農家の皆様の増産意欲に拍車がかかっているということではなかろうかと思っております。

3ページをお開きください。これは製品の方の需給動向でございます。右下の折れ線グラフを御覧いただきたいと思っております。平成7年を100にいたしまして、こんなような動きを示しております。牛乳は横ばい、乳飲料なりは、酪乳は右肩上がり、加工乳が大幅な減ということでございます。

加工乳の大幅減につきましては、12年の夏に起こりました、加工乳、乳飲料を中心とします食中毒事故がきっかけになりまして、消費者の皆様方の加工乳離れがきてきていると思っております。これが次に御説明します、脱脂粉乳の在庫の積み上がりにつながっていると考えております。

4ページをお開きください。今申し上げましたバター・脱脂粉乳の状況でございます。これも同じく右下の折れ線グラフを御覧いただきたいと思っております。脱脂粉乳が7年を100にいたしますと、14年で70ぐらいまで落ち込んでいるという状況でございます。バターは横ばい、チーズは右肩上がりでございましたが、ここ数年横ばいという状況でございます。

このように、加工乳の消費が落ちる。結果として脱脂粉乳の需要が落ちるということで、左側の文章の一番最後に書かせていただきましたが、脱脂粉乳の在庫が急激にふえているという状況でございます。

それをグラフにしましたのが5ページでございます。右が小さいグラフで恐縮でございますが、下の棒グラフのうち黒いものが脱脂粉乳、白いものがバターでございます。このグラフを御覧いただきますとおわかりのとおり、11年以降、12、13と脱脂粉乳の積み上がりが顕著でございまして、このまま推移しますとということで、14年度末、15年度末という数字を載せてございますが、ピークの54年の8万t強を上回る想定がなされておるとこ

るでございます。

以上が、牛乳・乳製品の需給状況でございます。

続きまして、酪農経営の動向につきまして、6ページ以降御説明させていただきたいと思っております。まず右の表でございますが、一番上の欄、乳用牛飼養戸数、酪農家さんの農家戸数でございますが、毎年毎年5%ぐらいの減少ということで推移をいたしてきておりましたが、14年に入りまして、この減少傾向にちょっとブレーキがかかったかなという状況でございます。

戸数の減りにブレーキがかかったのと並行しまして、その次の欄でございますが、乳用牛の飼養頭数が9年ぶりにプラスに転じてございます。これも幾つか要因が考えられますが、左の のところで書かせていただいておりますが、去年の今ごろBSEで酪農家の皆様方、廃用牛を出すのをためらっておられるということもございまして、もう一度種をつけて経営に取り込むという形で、搾乳牛頭数がふえているのではないかなと思っております。

7ページをお開きいただきたいと思います。経営所得の状況でございます。右側の上の表の一番上の欄、酪農経営1戸当たりの所得を示してございます。北海道の全平均で約1,000万円、都府県の全平均で650万円ぐらいの水準を維持しておるということでございます。

特に規模階層別に見ますと、下の表でございますけれども、北海道で50~80頭層なり80頭以上層ということで、それぞれ1,100万円、1,600万円近い所得という状況になってございます。これは他作物に比べますと大変好調でございまして、もちろん労働時間が長い、それだけ所得の機会が年間を通じてあるということに加えて、価格がほかの作物、野菜なり果樹なりに比べまして、1年安定的に推移をするという酪農経営の特徴かなと考えております。

8ページをお開きください。担い手の状況でございます。右の網がかかっております表でございますが、網がかかっておりますものが主業農家のシェアでございます。それぞれ米なり野菜なりでございますが、生乳という四角でくくっておりますところを御覧いただきますとわかりますように、96%のシェアを主業農家の方が占めておられるということで、大変専門的になさっておられるということが見てとれるかと思っております。

また、後継者の確保状況なり経営者の年齢階層を御覧いただきますと、右下の表でございますが、49歳未満の方々が39.2%ということで非常に高うございまして、また高齢の経

営体の方々におかれましても、次世代の同居後継者が 24.7%確保されているということでございます。

9 ページをお開きください。9 ページ、10 ページは制度の関係でございます。当審議会でも御審議をいただきますが、加工原料乳生産者補給金制度でございます。右の積み木のようなものでございますが、12 年度まで、いわゆる不足払い制度でございました。保証価格という、政府が保証する価格を A といたしまして、乳業メーカーが酪農家にお支払いをすることができる価格 B、基準取引価格、この差額を国が不足払いをするという仕組みでございましたが、これを 13 年度から、右側の直接交付する仕組みに切りかえてございます。

この右側のげたをはかせておる部分、生産者補給金でございますが、この金額単価を当審議会で御議論いただいております。お決めいただくということでございます。

なお昨年につきましては、左の に書いてございますが、前年度に比べまして 70 銭の引き上げという形になっており、現在 11 円ということでございます。

10 ページをお開きください。限度数量の状況でございます。加工原料乳として生産をいただく上限を決めておる数字でございまして、過去のピークは右の表でございまして 9、10、11、12 あたりにございまして 240 万 t でございました。先ほど申しましたように、9 年以降生産が減少して推移してきたこと等を踏まえまして、実態に合わせて限度数量もここ 2 年連続して 227 万 t、220 万 t となってきております。

11 ページをお開きください。乳製品についての国境措置の御説明でございます。左側の (1) に書いてございますが、ウルグアイラウンド合意以前はセンシティブな乳製品は I Q 数量制限によっておりましたが、ウルグアイラウンドでこれを関税化することにいたしまして、乳製品につきましても関税化、関税割当制度に移行してございます。

しかしながら、国内の酪農なり乳業への影響を回避するという観点で一定の措置がとられておまして、右側の上でございます、A L I C と書いてございます農畜産業振興事業団による国家貿易で、脱脂粉乳なりバターの一般用途のものは国家貿易を通じることによりまして、国内への影響を回避してございます。

それから、バター・脱脂粉乳なり調製品の特定のもの、例えばえさ用ですとか学校給食用ですとか沖縄用といったものにつきましては、T Q (関税割当制度) によりまして、影響を回避しておるということでございます。

それから自由化品目 (A A) のうち、ナチュラルチーズにつきましては、国内のナチュラルチーズの振興を図るという観点で、輸入品との抱き合わせを措置してございます。

それから関税につきましては、ウルグアイラウンドほかの品目と同様、この6年間で15%カットするということで、現在の関税率は右下に書いておられるような状況になってございます。

それから、農畜産業振興事業団が毎年入れておりますカレントアクセスの状況でございます。毎年生乳換算で13万7,000tの輸入を求められております。右の表にございますように、7年度から12年度まではすべてカレントアクセスは脱脂粉乳により対応してまいりました。7、8、9はカレントアクセスだけでは対応できないということで、追加の輸入もいたしております。

しかしながら、先ほど来申しましたように、脱脂粉乳の需要が落ち、在庫が積み上がっているという状況で、13年度の後半からは脱脂粉乳にかえまして、バターで生乳換算同量のカレントアクセスを対応しておられるという状況でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、食肉関係につきまして、食肉鶏卵課長からお願いいたします。

本川食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。資料の13ページから御説明申し上げます。

まず、食肉の需給動向のうち、牛肉でございます。BSE発生以降の需給がどうなっているかということでございますが、右の表を御覧をいただきたいと思っております。13年4～8月、9～12月、1～3月、それから14年4～12月というふうに区切っております。

顕著に出ておろうかと思っておりますが、4～8月は対前年比で0.7%増えておったものが、BSEの発生直後32.3%、最大では5割水準まで落ち込んだということでございますが、それが1～3月に21.5%、14年度に入ってから0.3%ということで、従来数%なりとも対前年比伸びてきたところから言えば、まだ戻っておらない状態でございますが、このような状態にまで回復をしてきておられるということでございます。

次に、下の(2)の国内生産でございます。ここも4～8月、9～12月、1～3月というふうに、同じような区切りで整理をいたしております。右の表の左下の隅を御覧いただきたいと思っておりますが、13年4～8月は少し減って97.7%になっておられるわけでございますけれども、これが9～12月に7割水準にまで減少いたしました。この段階で相当出荷を手控えるということを私どもも要請をいたしましたし、10月18日から全頭検査が始まる直前、出荷を手控えていただきたいということも御要請を申し上げたこともありまして、出荷で

きないでいた牛が、先ほど御覧いただいたような消費の回復なり、いろんな施策の効果もあり、14年1月になって出荷されるようになりまして、109.3%、その後高い水準で、4月以降も対前年を上回って出荷推移をしておるという状況になっております。

一方、次のページで輸入につきましては、当初アメリカなりオーストラリアの牛肉はBSEに関係ないということで、月別に見ますと、発生直後の10月は輸入量が前年を上回って相当大きく伸びたんでありますが、やはり牛肉全体に対する消費者の御不信ということもあって、国産と輸入全体が消費が落ち込んだということでございます。

御覧いただきますと、前年が多かったものですから、13年4～8月も少し減少しておりますが、さらに9～12月で減少いたしました。先ほど御覧いただいた国産の生産自体は1月から回復をしたのでありますが、輸入はその後さらに減少をいたしました。14年4月に入ってから76%という水準で推移をしておるという状況になってございます。

それから、15ページが卸売価格でございます。こちらもいろいろと昨年も御論議をいただいたかと思いますが、BSEの発生以降、最低の水準は昨年2月でございますが、378円まで低下をいたしました。ただ、これがいろんな施策の効果なりもございまして、だんだんと消費者の信頼回復が図られてきたということで、14年3月以降は回復傾向で推移をしております。

右の線が2本ございますが、これは安定価格帯と言っておるものでございます。この価格の中に牛肉価格を安定させるという政策的な努力を、私どもしておるわけでございますけれども、その安定価格帯の上位を8月以降は上回って推移をしておるということでございます。書いてはおりませんが、特に11月に最大のピークがございますが、これは発生前をはるかに上回る水準の価格を記録しておるということでございます。

それからその下が、各品種別の価格の動向をあらわしたものでございます。一番上がA5、以下A4、A3、B3、B2というふうに整理をさせていただいておりますが、いずれもBSEの発生直後、前年同期を下回って推移をするということになってございます。

ちょっと御覧いただきますと、上の方が余り落ちが少なく、下の方が落ちが大きいという傾向が出ております。ただ、いずれも回復傾向にございまして、14年11月には各品種とも、先ほど申し上げた最高のピークのときでございますが、昨年11月には各品種ともBSE発生前の水準にまで回復をしておるということでございます。

12月以降、中級規格を中心に弱含みで推移をしております。これは14年11月の高値の反動によるものと私どもは考えておりまして、15年2月に入ってから回復傾向で推移を



いたしております。まだこの統計データ上はあらわれておりません。

次が、肉用子牛価格の動向でございます。16 ページが和牛と言われるものでございまして、一番上は黒毛和種、2 番目が褐毛和種、それからその他の肉専用種ということでございまして、いずれも B S E の発生を挟んで大きく下がったわけでございますが、回復傾向にございまして、黒毛、褐毛におきましては、いずれも発生前を上回る水準にまで回復しておると言えようかと考えております。これは先ほどの全体的な牛肉の価格回復、需給回復を反映したものであらうと考えております。

次のページが、乳用種と交雑種の動向でございます。こちらも発生前の状況を点線から左側に、それから右側が発生前後の状況でございますけれども、大きく下落をしたわけでございますが、いろいろな施策の効果も相まって、発生前並みにほぼ回復しておるとい状況になってございます。

それから次が、豚肉の状況で 18 ページをお開けいただきたいと存じます。豚肉の消費量でございますが、13 年 4 ~ 8 月は前年をやや下回って推移したようでございますけれども、13 年 9 月の B S E 発生以降、牛肉の代替需要、牛肉に対する消費者の信頼が低下をして、その代替需要として前年同期を上回って推移をしておるような状況でございます。

国内生産につきましては、わずかに減少傾向で推移をしてきたわけでありましてけれども、14 年度はそういう消費量の動向も反映して、前年同期並みで推移をしております。

それから輸入量につきましては相当伸びてございまして、13 年度 108.5%、それから 14 年に入りまして 4 ~ 12 月で前年同期 113.5% という、相当大幅に輸入が伸びておる状況でございます。これは先ほど御覧いただいたような、牛肉の代替需要で堅調に推移をしておる消費量を賄うために輸入が急増しておるとい状況でございます。

この状況を受けて昨年 8 月 1 日より、後で御説明をいたしますが、関税の緊急措置が発動されておるとい状況になっておるわけでございます。

それから 19 ページ、豚肉の卸売価格でございますが、右のグラフでは顕著には出ておらないのですが、豚肉については季節変動がございまして、夏場非常に価格が堅調でございます。これは暑くなって出荷が減少する。それから焼き肉等で需要が非常に強まるということで、夏場に価格は堅調に推移をいたしまして、涼しくなるとまいりますと出荷頭数が増えてまいりますので、9 月、10 月で価格は大きく落ち込む。それから年末に向けて、また価格が少し回復をし、年が明けますとまた価格が落ち込むという季節変動があるわけでございますが、12 年を御覧いただきますと、7 月、8 月と非常に高かったものが、9 月、

10月と減少しということで推移をしております。これは13年に入りますと、同じように7月、8月は高い価格で推移をしておいたわけでありまして、9月、10月とBSEが発生をしたことによって代替需要が生じて、価格面でも従来のような季節変動が起きずに、高い水準をその後ずっと維持をして、昨年8月ごろまで推移をしたというのが、ここ1年間の豚肉の価格の変動であったというふうに御覧いただけるかと思っております。

9月以降は、例年のとおりの季節変動ということで価格が低下をいたしまして、推移をしておるということでございます。2月に入って、やや強含みで推移をしておるという状況でございます。

それから、肉用牛・養豚経営の動向でございます。まず肉用牛経営の動向でございますが、飼養戸数自体は減少してきておりますけれども、1戸当たりの平均飼養頭数は増加をしてきているというのが特徴的な動向ではないかと考えております。

次に21ページでございますが、そういう肉用牛経営の収益性を御覧いただくために用意をしたものでございます。まず、子牛生産部門の収益性を御覧いただきたいと思っております。右側の和子牛の経営でございます。線が2本ございますが、その下側の保証基準価格というものが、これも後で制度で御覧いただきますけれども、肉用子牛を生産しておる農家の再生産を確保するための保証基準価格でございます。それに生産拡大を奨励するための奨励金というのがございまして、そのラインがその1つ上にある35万円というラインでございます。

子牛価格については、細い線のように推移をしたわけでございますけれども、こういう保証基準価格を割り込んだときに保証するという制度。それから、35万円という水準を割り込んだときに、その水準を保証するという制度が別途ございまして、そこからの補給金を足しますれば、太い実線ラインになるわけでございます。

それからその下、乳子牛につきましても、そういうほぼ保証基準価格になるような補給金の交付が行われるということで、実質大きく価格が落ち込んだわけでございますけれども、その水準を維持するような施策を講じてきたというのが御覧いただけようかと思っております。

その次のページが、今度は肥育経営の動向でございます。まず、去勢和牛の価格。右側の上の図でございますが、細い実線で書いておりますのが枝肉価格の推移でございます。それからその下側の太い実線でございますが、これは子牛の価格をあらわしておりますけれども、20カ月前の子牛の価格をあらわしております。和牛の肥育経営というのは、大体そ

の子牛を買ってまいりまして、20 カ月程度飼って、それを肉にして出荷をするということ  
でございますので、例えば 14 年 10 月に出荷する牛については、その子牛は 20 カ月前に購  
入したものであるということで、収益性を見るときには 20 カ月前の子牛の価格をこっちに  
20 カ月ずらして持ってきてまして、それに配合飼料価格を加えたものを、上の薄い太い実線  
で表しております。

ですから、売れた価格が細い実線。子牛とえさの価格が淡い太実線ということでござい  
ますが、この幅が広ければ広いほどもうかっている。狭ければ狭いほど収益が厳しくなっ  
ているというふうに御覧いただければと思います。

実際に価格が 13 年 9 月から大きく落ち込みましたので、子牛価格とえさ代を割り込むよ  
うな水準にまで落ち込んでいるのが御覧いただけようかと思えます。

そこに対しまして、肉用牛の肥育経営の安定対策を従来から講じておりますし、B S E  
では特別の対策も講じました。そこから補給された補給金で表わされた水準が実線でござ  
いまして、このような形で大きく落ち込んだ枝肉価格による収益の減を補給金で補うとい  
う施策を講じてきておるということでございます。

同じように、その下でございますが、乳用牛の場合には大体子牛を買ってきて、15 カ月  
ぐらいで出荷をする。飼養期間が少し違いますので、用いている子牛の価格が 15 カ月前と  
いうことになっておりますけれども、このような形で乳用牛肥育経営についてもそこを補  
うような形で補給金を交付して、対策を講じてきたということでございます。

今後でございますけれども、先ほど少し御覧いただいたように、B S E の発生から子牛  
の価格が大きく落ち込んでおります。実はそのときにお買いになっていただいた子牛を今  
育てていただいているわけでございますが、肉用牛の肥育経営につきましては、そういう  
子牛価格が低下をした時期の子牛を出荷をするという時期にだんだんなくなってまいり  
ます。

22 ページの左下に少し書いてございますが、導入時の子牛価格が低水準であったという  
ものがこれから出荷時期を迎えるということで、収益性は改善するのではないかと見込ま  
れているところでございます。

それから 23 ページ、養豚経営でございます。養豚経営も飼養戸数が大きく減少してお  
るわけでございますけれども、1 戸当たりの平均飼養頭数は大きく伸びておりまして、961  
頭という水準に達しておるということでございます。

それから養豚経営の収益性も同じように、養豚経営の場合は子豚を買ってくるというの

は少数でございます、経営内で一貫で育てておられるという方が多いので、配合飼料価格だけを右下に細い線で表わさせていただいております。先ほど少し御覧いただいたように、季節変動もしないで非常に高い水準で豚価が推移をしておったという状況で、枝肉卸価格がこのように出ておりました、配合飼料価格がこうでございますから、幅が狭いほど収益が厳しい、幅が広ければ収益はよいという、収益性が上昇している傾向が御覧をいただければと思います。

24 ページが食肉価格安定制度の仕組みでございます、右にありますように、安定上位価格、安定基準価格という幅を決めまして、この中に価格が安定するように、安定基準価格を割ったときには調整保管等の措置などを講じるという仕組みを運用しております、この価格をそれぞれ豚肉、牛肉についてお決めをいただくことになるわけでございます。

それから 25 ページが、肉用子牛の生産者補給金制度でございます。これも右に、上のラインが保証基準価格、下のラインが合理化目標価格とございますが、再生産を確保することを旨として決定いただく保証基準価格。それから、国際価格の動向等を勘案して定めていただく合理化目標価格の 2 つをお決めをいただくということに相なっております。

それから 26 ページでございますが、これは予算でやっております仕組みでございます。地域で肉豚の生産安定基金を造成をしていただきまして、一定の基準で決めた価格から割り込んだときに、所要の補てんをするという制度があるわけでございます。これ自体は、この審議会で行政価格をお決めいただくという性格のものではございません。

それから次の 27 ページ、28 ページにそれぞれ牛肉、豚肉の国境措置について整理をいたしております。特に牛肉の国境措置でございますが、ウルグアイラウンドのときに協定上は 50% でいいというふうに決定をされておった関税を、自主的に我が国が 38.5% に下げるという約束をいたしました。それとセットで右下にありますような、緊急措置を導入したわけでございます。

簡単に申し上げますと、四半期ごとにとらえまして、それぞれの四半期で前年の 117% を超えたときには、例えば今、関税は 38.5% でございますけれども、この 38.5% の関税を、協定上許されております 50% に引き上げるということでございます。今いろいろと新聞等で、先ほどちょっと御覧いただきましたように、昨年 4 月から 6 月は輸入が大きく減少しておりますので、この 4 月から 6 月に 117% を超えるのではないかとということが言われております。

もしそういうことになりますと、6月までの輸入量が7月末に発表されまして、それを超えるということになりますと、8月1日から来年3月まで8カ月間、関税が38.5%から50%に引き上がることになるわけございまして、これに対しまして諸外国、あるいは国内の外食の団体なりからいろいろと御論議をいただいておりますということでございます。

我々政府といたしましては、こういう国際的に許された50%から、自主的に下げる代償としての措置であるということ。それから先ほど御覧いただいたように、輸入はまだ戻っておりませんが、BSEで大きく下がった時点から輸入が回復してくるということになれば、もとへ戻るとは言いながら、国内生産に影響を与えるのではないかとということ。

それから、これからWTOで私ども交渉して、約束をして国内にいろいろと持ち帰るわけでございますが、そのときに8年前の約束を破ったじゃないかと言われる。約束はきちんとルールどおり実行する必要があるんじゃないかというふうに、政府としては考えているところございまして、この点についてだけ少し付言をさせていただきたいと思っております。

28ページは豚肉の関税措置でございますが、こちらは右のような差額関税制度というのをとっておりまして、分岐点価格までは従量税、そこから右は従価税という変則的な関税制度をとっております。これにつきましても自主的に引き下げる代償として、右の隅にありますような緊急措置を導入をしております、この措置につきましても左下にありますように、過去5回発動された経緯がございまして、先ほど申し上げたように、昨年8月1日から5回目の緊急措置発動がなされておる状況にあるわけでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして畜産環境対策室長から、畜産環境対策の御説明をお願いいたします。資料は6ということになりますでしょうか。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長でございます。資料6の1、2、3ページに基づいて、畜産環境対策をめぐる状況について御説明させていただきます。

まず1ページでございますけれども、我が国におきます家畜排せつ物の発生量は、右の表にございますように、年間で9,030万t程度と推計されております。これにつきましては、堆肥として農地に還元していくということが非常に重要であるということも言うまでもございません。

こういった中で(2)にございますように、野積みであるとか素掘りといった不適切な処理につきましては、例示で挙げてございますが、硝酸中毒をもたらす硝酸性窒素である

とか、あるいは下痢を引き起こすクリプトスポリジウムといったものによる水質汚染を招く恐れがあるということで、その解消を早急に図ることが必要だということになっております。

このために、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、一般に家畜排せつ物法と言われておりますけれども、これは平成 11 年 11 月 1 日に施行されまして、これに基づきましてつくられました都道府県計画、これは右の中段にございますが、共同処理施設によって処理を行う農家 1 万 7,600 戸、個人処理施設によるもの 1 万 1,500 戸、合計 2 万 9,100 戸でございます。プラス防水シートによる簡易な対応を行う農家が 1 万 500 戸ということで、これらについて平成 11 年 11 月 1 日から 16 年 10 月 31 日までの 5 力年間に、計画的に進めていくということにしております。

これまでの計画の達成状況でございますが、右の下段の表にございますように、共同処理、個人処理合わせまして、平成 12 年から 14 年度、14 年度は見込みが入りますが、合計で 1 万 4,300 戸の整備が完了するということで、施設整備の必要なもの 2 万 9,100 戸のうちのほぼ半分が、これまで 3 年間に終了する見込みであるということでございます。

なお、防水シートによる簡易な対応は、平成 16 年度に一気に整備が進むであろうと思っておりますが、1 万 500 戸のうち 2 割の方は既に対応しておられるという状況でございます。

2 ページでございますが、こういった施設整備を強力に推進していくために、国といたしましてもできる限りの支援措置を講じているところでございまして、この右の図のような体系で支援させていただいております。共同処理施設を設置する場合と個人処理施設を設置する場合の 2 つに大きく分けておりますが、共同で設置する場合には補助事業を用意しておりまして、生産局でいきますと、非公共事業で資源循環型農業確立支援事業 51 億円でございますし、また公共事業で資源リサイクル畜産環境整備事業 72 億円というものを用意しておりますほか、農村振興局等で事業措置するとともに、制度資金についても対応させていただいております。

恐縮ですけれども、共同利用施設、個人施設両方について制度資金、すべて 1.2%となっております。無利子のものは関係ないんですが、先週の 2 月 20 日付で 1.1%というふうに金利が改定されております。

それから個人処理施設でございますが、これは補助つきリース事業を用意させていただいております、平成 12 年から 14 年、各年度につきまして、それぞれ 210 億円という額

を措置しているところでございます。

またあわせて、左側の（５）に触れておりますが、こういった国の措置に加えて、地方公共団体で国の補助事業に上乘せをするといった場合の負担についても、平成 12 年度からその負担した額の一定額について、具体的には特別交付税を措置するというところでございますが、地方財政措置が講じられているところでございます。

３ページでございますが、こういった国、都道府県、市町村によりさまざまな助成措置が講じられているわけでございますが、どうしても農家負担が伴うということで、施設の低コスト化の推進を進めていくことが重要だと認識しております。左側の（１）にございますが、畜舎設計基準の改訂をやらせていただいております。これは堆肥舎は畜舎と比べても開放性が高い、それから人が滞在する時間が少ない、また、中に収容しているものが価値が低いということを踏まえまして、堆肥舎の構造部分について積雪・風荷重について設計基準を緩和しておりまして、平成 12 年 5 月に建設大臣の認定を受けておりまして、その後平成 14 年 5 月に建築基準法を改正したことに伴いまして、改めて国土交通省から告示が出されております。

また、堆肥舎等々、建築する際のコストガイドラインを、右上の表のように設けております。補助事業といったものをやるときに、この右側のコストのガイドラインを大きく上回ることはないようにという指導をさせていただいております。

それから（３）でございますが、こういった措置に加えまして、指導ということも非常に重要でございまして、 にございますように、本省、農政局、都道府県の本庁、出先機関、それから県畜産会といったところに畜産環境相談コーナーを設けて、農家の方が環境問題について気軽に相談できるような場所を提供させていただいておりますし、また県、農協の職員の方を対象に、右の方に実績が載っておりますけれども、堆肥化処理、污水处理、悪臭対策、フォローアップといった４種類に分けて、畜産環境アドバイザーの養成をやらせていただいております。平成 11 年から 14 年末までに、合計 3,900 名の方が研修を受講しておられます。

畜産環境対策につきましては以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、飼料作物・配合飼料につきまして、飼料課長から御説明をお願いいたします。

木村飼料課長 飼料課長でございます。続きまして、飼料作物・配合飼料について御説明申し上げます。

4ページをお開き願いたいと思います。飼料の需給でございます。御案内のとおり、飼料の需要量につきましては、畜産物消費に伴って増加してきたわけでございますけども、近年、下の表でございますように、家畜の飼養頭羽数は が立っているように、減少してきているということを反映いたしまして、減少傾向で推移してきております。平成 13 年度につきましては、可消化養分総量、家畜が利用できる養分に換算した量ということでございますけども、2,500 万 t ということで、対前年比 0.7%減でございます。

次に、飼料の自給率でございます。中段でございますけども、純国内産飼料自給率につきましては、御案内のとおり飼料穀物は海外に大宗を依存せざるを得ないということで、25%ということでございますが、粗飼料、これは飼料作物等の自給率ということでございます。麦・大豆、土地利用型で 10%前後ということでございますけども、粗飼料につきましては 8 割程度自給されているということでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。飼料作物の生産状況で、作付面積の推移でございます。年々減少傾向にあるということでございますが、大家畜の農家戸数、年 5 %程度減少ということで、10 年間で半減するという中にございまして、こういった状況の中で飼料作物は、わずかでございますが減少傾向で推移しているということでございます。

で単収でございます。これは気象等によって年々変動するわけでございますが、近年は 40t / ha 程度、単収 4 t 程度で推移しているということでございます。

次に 6 ページで、1 戸当たりの飼料作物の作付面積でございます。こういった中で、1 戸当たりの作付面積については、これは乳用牛の場合でございますけども、着実に増加してきておりまして、全国で 20ha、北海道で 46ha、都府県で 5 ha ということで、昭和 46 年に対比していきますと、約 5 ~ 6 倍規模が拡大しているということでございます。

次に、水田地帯における飼料作物なり粗飼料の取り組みでございます。まず、国産稲わらの利用ということでございます。国産稲わらの生産量は米と同等ということで、900 万 t 程度つくられるわけでございますけども、飼料用利用はそのうちの 1 割程度の 110 万 t ということで、残りはすき込み等ということでございます。

この飼料用利用というのが労力等の問題がございまして、年々利用が減少してきたわけでございますけども、11 年の 104 万 t を底に、12 年に国内で口蹄疫が発生したということで、稲わら確保への取り組みを行った結果、13 年は 110 万 t、さらに 14 年度につきましては 114 万 t 程度、ここ約 3 年間程度で 10 万 t 程度の拡大が見込まれているところでございます。



次に、稲発酵粗飼料の作付面積、これは稲のホールクロップサイレージでございます。これも過去 20ha から 70ha 程度ということでございましたが、12 年度に水田農業経営確立対策に組み込み、さらに給与実証事業等を行った結果、現在は 3,300ha ということで、着実に増加してきております。今後、耕畜連携のかなめということで、推進してまいりたいということで考えているところでございます。

次に配合飼料関係で、10 ページをお開き願いたいと思います。配合飼料の価格の動向でございます。円高基調でおおむね低下傾向で推移してきたわけでございますけれども、12 年度に入りまして、円安等により上昇に転じてございます。13、14 年度についても、同様の傾向で上昇してきています。

一方、こうした配合飼料価格の上昇基調にあることから、13 年、14 年度につきましては、すべての四半期に通常補てんを実施してきております。14 年度の第 4 ・四半期には 1,500 円程度の通常補てんを行っているということでございます。

下の表は補てん財源の状況で、通常補てんとも異常補てんとも、前年度並みの財源があるということでございます。

飛びまして 13 ページ、海外の飼料穀物の動向でございます。御案内のとおり、平成 7 年、8 年にかけて、アメリカが干ばつ等の影響を受けまして、500 セント / ブッシェルまで上昇したわけでございます。その後、軟調に推移してきておりました。

ただ昨年秋、米国の作柄の悪化によりまして、2 ドル 80 セントまで上昇したわけでございますけれども、その後需給が緩和してきたというか、米国農務省の需給報告等によりまして軟調に推移して、2 ドル 40 セント前後で推移しているということでございます。円につきましては 120 円前後ということで、一時より若干安定してきているかなといった状況でございます。

次に飼料の安全性関係で、16 ページをお開き願いたいと思います。右の図表にございますような形で、B S E 問題を踏まえまして、肉骨粉等の規制を行っているところで、動物性油脂・魚粉についてもそれぞれ規制を行っているところでございます。

次に、17 ページをお開き願いたいと思います。ということで、牛用飼料の製造工程。飼料工場段階で牛用飼料、その他の豚、鶏の飼料について、ラインの分離、工程の分離をするということで、現在、法的義務化に向けて検討を進めているところでございます。

さらに ということで、従来、しか、めん羊、山羊について飼料安全法の対象になっていなかったということでございますが、今回 B S E の防止という観点に立ちまして、飼料

安全法の対象にするということで、政令改正を進めているところでございます。

さらに、遺伝子組換え体利用飼料につきましては、(2)に書いてございますように、昨年11月に省令改正を行いまして、2002年4月に施行するというところで、安全性確保に万全を期しているところでございますし、(3)有害物質の許容基準等につきましてということで右にあるような農薬、重金属、カビ毒40種類ございますが、これは従来行政指導によって許容基準値を定めておりましたが、これを省令化するというところで進めております。

さらに、抗菌性飼料添加物、これは人の医療において問題となる耐性菌と関係があるということで、こういった抗菌性物質については見直す方向で、現在資材審議会において検討を進めているところでございます。

さらに今国会におきまして、食品安全基本法の制定に関連いたしまして、飼料安全法の一部改正を行ってございます。1つは、品質管理に注意を要する飼料について、高度な品質管理等を行う場合、登録制にするということで、いわゆる医薬品等で行っているGMP制度を導入するというところでございます。

それと、有害物質が発生した飼料については、従来販売の禁止ということであったわけですが、輸入、製造、使用の禁止ということで、流通各段階にわたっての安全対策を講じていくということ。

それと海外等の飼料について、気象等の要因でカビ毒が発生した等の事態に対応いたしまして、有害性の蓋然性の高まった飼料について届出を義務づけ、監視体制を強化するといったことで、飼料の安全性確保に万全を期すということで、今、法律の改正を進めているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、家畜衛生についての御説明を、衛生課長からお願いいたします。

伊地知衛生課長 衛生課長でございます。

資料の19ページで、家畜の防疫関係でございますけども、平成14年におきましては、家畜伝染病ではBSEの発生が2道県であったほかに、流行性脳炎、結核、ヨーネ、ニューカッスル病の発生がありました。

あと、北米でウエストナイルウイルス感染症が流行いたしまして、この対策といたしまして、馬の輸入条件の強化や、家きんの検査による侵入防止対策を実施いたしますとともに、本病の発生があった場合の家畜防疫対応マニュアルを作成いたしたところでございま

す。

続きまして 20 ページの、家畜の保健衛生関係でございますが、消費者への安全で安心な畜産物の供給を図るために、家畜の使用段階への H A C C P の考え方を取り入れました衛生管理手法の導入と、その普及が重要と考えておりまして、昨年 9 月に衛生管理ガイドラインを作成いたしまして、今、畜産農家への普及・定着を推進しているところでございます。

それから、動物由来感染症につきましては、国民の関心が高まる中で、動物の病原体保有の状況とか、人への影響等につきまして、厚生労働省と情報交換を図りつつ、家畜衛生関係者からの情報提供や協力を要請しながら進めているところでございます。

続きまして 21 ページ、国際防疫関係でございます。口蹄疫につきましては、一昨年 2 月に英国で 20 年ぶりに発生が確認されまして、その後、フランス、オランダ、アイルランドで続発をいたしました。これらの国からの偶蹄類の動物、畜産物等について輸入を禁止いたしまして、これらの国が O I E によって口蹄疫のワクチンを打っていない清浄国として承認された後に、我が国みずからも清浄性を確認をいたしまして、フランス、オランダ、アイルランドについては解禁をいたしております。現在英国とは協議中でございます。

なお、E U 諸国につきましては、B S E の侵入防止の観点から、牛、めん羊及び山羊由来畜産物等の輸入を引き続き禁止をしているところでございます。

アジア地域におきましては、昨年 5 月に韓国で口蹄疫の発生が確認されたことから、同国からの偶蹄類の肉類等について、引き続き輸入を禁止しているところでございます。

それから中国産の稲わらでございますが、昨年 3 月及び 4 月に植物防疫所の輸入検査で、生きたニカメイガの幼虫が発見されたことから、中国からの稲わらの輸入を停止いたしまして、原因の究明、調査を実施して、その結果及び改善策について提示を求めてきたところでございます。

昨年 12 月に、我が国の家畜防疫官を現地に派遣いたしまして、稲わらの消毒施設につきまして問題がないことを確認をした上で、ことしの 1 月から輸入を再開したところでございます。

次に 22 ページの、動物薬事関係でございます。動物医薬品の畜水産食品中への残留を防止して、安全な食料を安定供給する観点から、食品中の残留基準に対応して、動物医薬品の使用基準を適切に見直すとともに、使用基準の遵守等の動物医薬品の適正使用を徹底しているところでございます。

また、動物用の抗菌剤につきましては、WHO等の国際機関による薬剤耐性菌の発現動向の監視、それから慎重使用の必要性に関する勧告等を踏まえまして、全国の畜産現場での薬剤耐性菌のモニタリングを実施するとともに、使用基準の遵守などの薬事法及び獣医師法等の制度の適切な運用を通じまして、畜産現場における薬剤耐性菌の発現の抑制に努めているところでございます。

次に23ページの、豚コレラの関係でございます。豚コレラにつきましては、平成5年以来発生がなく、海外の養豚先進国と同様に、ワクチンを用いない防疫体制への移行を目指しまして、8年度から対策を開始してきております。

平成12年10月からワクチン接種を全国的に中止いたしまして、接種には都道府県知事の許可を必要としたところでございますが、全国的ワクチン接種中止によりまして、95%の農家が接種を中止して2年以上が経過いたしました。異常は認められておりません。このことは、我が国は豚コレラについて清浄と判断できる段階になってきているものと考えております。

今後、防疫体制への整備、互助事業の充実等を通じまして、全面的なワクチン接種中止に向けた取り組みを、引き続き推進していきたいと考えております。

それから24ページ、海外の家きんペストの発生に伴う検疫措置でございますが、昨年1月から2月にかけて、米国のペンシルバニア州及びメーン州でそれぞれ鳥インフルエンザウイルス血清型H7及びH5が確認されまして、米国からの家きん肉等の輸入を停止をいたしましたところでございます。

その後、我が国の専門家が現地調査を行いまして、その結果を踏まえまして、2月に病原性の低いウイルスでの発生の場合は、発生州からの輸入を一時停止するよう衛生条件を取り決めまして、同年2月には当該2州以外の州の輸入の停止措置を解除をしたところでございます。

その後、6州で発生しまして、これらの州からの輸入を停止してきましたが、本年2月14日までにすべての州での清浄性が確認されたことから、輸入禁止措置が解除をされたところでございます。

なお、病原性の低いウイルスの場合は家畜衛生条件に基づきまして、州単位での輸入を停止しているところでございますが、米国等は国際的に輸入を停止すべき対象の疾病ではないという要求をしておりまして、現在本病の検疫措置につきまして、OIEの調停結果を踏まえまして、米国と引き続き協議を行っているところでございます。

米国以外の地域における発生でございますが、2001年6月に韓国で中国産あひる肉から鳥インフルエンザウイルスの血清型H5N1が分離されたことを受けまして、中国産家きん肉等の輸入を停止しましたが、その後、専門家の現地調査の結果を踏まえまして、同年8月に鶏肉等、七面鳥肉及び家きん卵につきましては輸入を解禁いたしまして、また2003年1月にあひる肉、うずら肉等についての輸入停止措置を解除したところでございます。

また、昨年6月にチリのサンアントニオ地域、それから10月にイタリア北部のロンバルディア地域におきまして、鳥インフルエンザウイルス血清型H7が確認されましたことから、同国からの輸入を停止をしているところでございます。

1点、申しわけございません、24ページの右の家きんペストとはというところの、中間あたりので発生というところがございまして、最終発生年が1951年（昭和26年）となっておりますけれども、これは間違いでございまして、1925年（大正14年）に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは最後の御説明になりますけれども、BSE対策の推進状況について、畜産企画課長からお願いいたします。

宮本畜産企画課長 それでは、資料7でございます。資料7は2つに分かれています。資料7-1、それから7-2、縦横になっております。BSE対策、いわゆる疾病対策以上に広範な分野にまたがっております。私の方から全体を説明させていただきたいと思っております。

資料7-1に発生状況、これまでに確認された状況についてメモしてございます。7例確認されてございます。

なお、括弧の欄の下にちょっと細かい字で書いてございますが、本年2月に神奈川県のと畜場でスクリーニング検査で陽性となり、その後の精密検査等で必ずしも陰性、陽性の確認ができずに継続保留扱いになっているものがございます。これは厚生労働省の方で引き続き検査をしているという状況がございます。

全体の状況におきましては、先ほど食肉鶏卵課、飼料課の方から、経営に与える影響あるいは飼料対策その他、詳しい説明がございました。これらの対策につきまして、資料7-2の23ページに模式図をつけてございます。一昨年9月のBSEの確認以降、私ども

23 ページにありますように、生産段階、流通段階、さらに経営関係、消費者対策、広範な B S E 対策を実施してまいった次第でございます。

おかげさまで昨年の 4 例目以降につきましては、報道関係、現地につきましてもかなり冷静な対応をいただきまして、私どもの聞くところによりますと、卸売市場あるいは流通関係、小売関係におきましても、大きな混乱がなく推移していると聞いております。

戻っていただきまして、資料 7 - 1 であります。1 に発生状況、今申し上げましたように発生してございますが、2 以降、一昨年 9 月以降に実施した対応をまとめてございます。

御覧のとおり、2 の安全・安心の確保に向けた取組として、と畜場における全頭検査という体制を直ちにとり、それから 2 ページの上にありますように、B S E の感染経路の遮断、肉骨粉等の処理という問題に取り組んでいるところでございます。

13 年度、それから 14 年度の主な B S E 関連対策については、2 ページの方にメモがございますが、先ほど見ていただきました模式図、これらの生産段階から流通、消費者に至るまでの総合的な対応をやってきたということでございます。

3 ページの真ん中に、感染経路の問題が書いてございます。科学的な再現可能な実験という形ではないんですけども、発生経路につきましては、川下、川上両面からいろんな調査を行ってございます。( 2 ) にありますように、3 点ほどに絞り込んでおるわけですが、必ずしもまだ十分解明されていないことがございます。また、( 3 ) に書いてありますように、昨年こういったデータをもとにしまして、疫学検討チームを設置して、疫学的観点からの検討をいただいているという状況でございます。

それから 4 ページにまいります。この B S E を契機といたしまして、4 ページに牛海綿状脳症対策特別措置法というものが、昨年 7 月に施行されております。これにつきましては、B S E の発生予防、まん延防止のために、厚生労働省と連携をとって総合的な対策を講ずるということで、基本計画の策定あるいは死亡牛の検査体制、その他各種事項について定められております。当然のことながら、地方公共団体あるいは関係団体との連携も含めて、こういったまん延防止あるいはと畜場も含めた適切な体制の整備ということがうたわれております。

なお、4 ページの下の方に書いてありますが、B S E の発生を契機といたしまして、食の安全・安心という観点で、( 1 ) の食品安全委員会の設置、あるいは食品安全基本法の制定という関係、それからこれを受けまして農林水産省におきましても、リスク管理部門と生産振興部門との分離等を内容とする体制の強化、それから、先ほど若干飼料課長等から

説明がございましたように、農林水産省における関係法令の整備ということで、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等、5つの法案を今国会に提出したところでございます。これは横長の資料7-2の20ページ以降に、安全・安心の確保のための取組として、20ページの全体的な話、それから21ページで、今国会に提出してございます食品安全関係5法案、農林水産省の設置法から始まりまして、食品関係、牛の個体識別、次が農薬あるいは生産資材等、それから飼料の関係法令の整備について、一括して現在、取り組んでいるところでございます。

資料7-1に戻っていただきまして、最後の5ページで、いわゆる牛肉偽装事件等の対応と書いてございますが、BSE対策の中での市場隔離等をめぐりまして、牛肉の偽装等の事件が発覚しております。これにつきましては現在、全箱検品を行って、その内容について実態を明らかにするというところで取り組んでまいっております。

なお、これを契機といたしまして、一般の食品の表示につきましても、不正表示の問題が何点か明らかになっております。これらにつきましては、発生の再発防止あるいは刑事告発等の厳正な処分という対応を行っておるところでございます。

なお、今後の課題の方に3点ほどメモしてございます。BSE特措法に基づきまして、感染経路等の解明、あるいは死亡牛検査体制の整備を推進することといった点が第1点目でございます。

それから(2)にありますように、疑似患畜という問題が、これは酪農家等におきまして、これまでの例ですと8割ぐらいが疑似患畜として処分されてしまい、経営に対して大変な影響がございました。これまでのところ、疑似患畜として指定されたものについては、BSEの感染は確認されておりません。その辺、今非常に安全を期するといいますが、かなり広範な疑似患畜を指定することになっておりますので、その辺の見直しについて検討しているところでございます。

それから牛肉の偽装事件につきましては、食肉の流通の問題として、一番最後の9の(3)に書いてありますように、食肉の流通全体につきまして、現在、調査、検討を行っていただいているという状況でございます。

細かい点につきましては、資料7の方にそれぞれの分野につきまして数字等を整理してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

## 意見交換

生源寺部会長 以上で事務方からの御説明が終わったわけでございます。以下、委員の皆様方から御自由に御発言をいただきたいと思っております。どなたからでもどうぞ。

今委員 4月から死亡牛のBSEの全頭検査が始まりますが、4頭目以降風評被害は静まってきているものの、万が一発生した場合のことを考えると、疑似患畜の範囲の見直しをぜひ早い時期にお願いしたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 今の点は御意見ということでよろしゅうございますか。

今委員 はい、意見ということで。

生源寺部会長 そのほかにいかがでございましょうか。

それでは小林委員。その後で内藤委員。

小林委員 BSEの関連で資料をいただき、資料7-2の14ページで、感染経路の調査の進捗状況ということも少し御説明ありましたけど、そこになかった点でいくつか教えていただきたいんですが。

1つは、BSEの感染経路については、肉骨粉の関連5工場と魚粉関連7工場というものが書いてあるんですけども、これは実際に発生しました7例の農家に給与されたことがあるのかどうかということですね、川下からの調査によって。

例えば動物性油脂については、代用乳というものが7例に共通して給与されているということで、疑いがあるという形で書いてあるんですが、この肉骨粉なり魚粉ということと、実際の発生例とのかかわりということについて教えていただきたい。

それから、今申しました植物性油脂ということ、これは某大手商社がオランダから輸入したということを漏れ聞いていますが、非常に純度の高いものであったと。一説によれば、食用であるということも聞いておりますけれども、それが疑わしいというふうにすると、油脂に牛のたんぱく質が混入しているという危険性が、否定できないということになるのではないかという危惧をしております。

現在でも0.02%以下という形で、かなり厳しいという基準ではあるんですけども、禁止ではなくして、一応基準を厳しくしながらもそれを使用許可しているという判断の理由というんでしょうか、その辺をちょっと教えていただきたいということです。



それからちょっと長くなって恐縮なんですけれども、トレーサビリティの整備ということに関して、かなり急速にトレーサビリティの整備が進んでいるというふうには認識しているんですが、例えばBSEが発生してしまったという絡みで、感染源の特定ですとか、今後起こり得るいろいろな問題に対処するために、現状のトレーサビリティというシステムで十分なのか。あるいは今後、例えばと畜場以降の問題ですとか、あるいはえさの問題、といったことが残っているんじゃないかと思うんですが、その辺についてどういうふうに整備していくのか、法制化ということの内容について詳しく説明をいただきたい。

それから最後に、BSEによる畜産経営への影響ということなんですが、先ほど御説明ありましたように、肉用牛経営の場合はBSEマル緊という形で、かなり手厚い一種のセーフティーネットというんでしょうか、それがあったということについて、これは非常によかったというか評価されていると思います。

ただ問題は、あの制度自体は市場平均という形で平均で物を言っている話でありまして、私もちょっと調査させていただいたんですが、農家によってはブランドが確立しているところはよかったという面があると思うんですが、平均以下の農家はむしろ負債等が累増していくということもあるんじゃないか。

ですから、先ほどの御説明の資料というのはあくまでも平均の問題でありまして、BSEの発生によって、むしろ経営間格差が開いていって、下の方の農家がいろいろ問題になっていくという危惧があるんですが、その辺の調査ということをしているのではないかなと思うんですが、その点の御説明を願えればと思います。長くなって恐縮です。

生源寺部会長 今、幾つか出ましたが、関連で何か御質問の方、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最初の2点は衛生関係ですね。飼料課長ですか。

木村飼料課長 感染原因に関連いたしまして、肉骨粉の工場段階でコンタミの可能性、さらに魚粉への混入、さらに代用乳関係の油脂の問題だったと思います。

どういう状況であったかということでございますけど、BSE感染究明に関連した肉骨粉のコンタミの恐れのある工場は5工場ということでございます。96年以前と以後ということで、行政指導によりまして工場での牛用への肉骨粉の使用は96年4月以降は禁止してございますが、それ以前については、牛にもわずかでございますけど使っておったということと、96年以降につきましても、一昨年10月までは豚用、鶏用について肉骨粉の使用については禁止していなかったということで、製造工場の中のラインが供用されていた。

クリーニングをするように指導をしておりましたが、それがきちっとやっていたかどうかというのが確認が得られなかったということで、やや可能性があるということで載せております。

ただ、現在はクリーニングにより防止するというに加えて、飼料工場の設備面で完全にラインを分離していこうということで、ことしの4月以降、省令改正によりまして分離の方向を打ち出してございます。

次に魚粉でございます。これは関連工場については7工場ということでございましたが、魚粉について一昨年末に一斉調査した結果、全工場 100 工場余りのうち、2割の工場において食品残渣等の混入の可能性、哺乳動物等のたんぱく質のPCRが検出されたということでございました。その部分については原因究明いたしました結果、飲食店等からの食品残渣であろうということになっております。

ただ、この部分についても魚粉に混入しないとも限らないということで、昨年2月以降、牛用の飼料については魚粉の使用を禁止するという措置をとってございます。

さらに油脂の関係でございます。0.02%の基準をどういう判断で行ったかということでございます。OIEの基準上は、BSEのステータスにかかわらず、不溶性不純物0.15%以下であれば、流通規制とか輸出入の規制はすべきでないということになっております。

ただ、代用乳については、EUの方が0.02%という基準、これは勧告でございます、規則になっておりませんが、食用グレードの使用を勧告で示していたという背景を受けまして、我が国においても代用乳についてはより厳しい基準ということで、食用グレード並みの0.02%の基準を適用しているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 委員の御質問の中に、今の御説明の部分に加えて、患畜の発生した経営で使用した可能性があるのか、あるいはそういう事実があるのかという点の調査の状況はどうかということがあったかと思いますが。

木村飼料課長 工場自体はそういったことで、コンタミの可能性を否定し得ないということでございますけれども、農家に入って立ち入り等の調査を行ったところでは、BSE発生農家で肉骨粉を牛に給与したという事実はございません。

小林委員 肉骨粉を使用した事実はないにしても、この5工場なり7工場の生産した疑いのある飼料を使った可能性があるのかどうかという点なんですが。

木村飼料課長 配合飼料につきましては、肉骨粉自体は牛用には入っていないという事は確認しておりますけども、その工場自体で豚用、鶏用で肉骨粉を使用していたということですね。そういったことで工場のコンタミの可能性があったという、工場の配合飼料を使っていたということでございまして、魚粉についても同じことでございます。

小林委員 それは7例についてなんですか、あるいはすべてじゃなくて。

木村飼料課長 7例についてすべてです。ただし、工場自体が共通ということではございません。

生源寺部会長 どうもありがとうございます。

それでは、トレーサビリティは食肉鶏卵課長。

本川食肉鶏卵課長 トレーサビリティの現状について御質問がございました。たくさんあって恐縮でございますが、資料7-2と書いてある横の厚い資料の21ページをお開けをいただければと思います。それから11ページにも少し出ております。

まず、11ページを御覧いただきたいと思います。個体識別に係る状況でございますが、現在予算措置で450万頭の牛に耳標をつけております。私はきのう上野動物園へ行ってきたんですが、上野動物園で飼われている乳牛にも耳標がついておりまして、非常に感動したんでありますけれども、すべての牛に基本的に耳標をつけるということで、黄色い耳標が右と左の両耳に10けたの番号がついておる。そのような状況になっております。

一方、ヨーロッパでは耳標をつけて、これは法律でEU規則というのですが耳標を装着をして、その同じような番号を流通段階にまで伝達をするということが、BSEが発生したEU規則で義務づけられているという状況でございます。

一方、BSEの発生以降、昨年のような時期から夏、秋にかけて、私どもの方にいらっしゃる方からそのようなトレーサビリティのシステムを構築すべきであるという御意見を、非常に強くいただきましたし、すべての都道府県からも、牛についてはそういうトレーサビリティシステムを構築すべきであるという、強い御意見をいただきました。

そのような状況を踏まえて、私どもとして生産段階の耳標の装着、それからその情報の報告を義務づけるための措置を講ずる。

それから流通段階においても、その番号をきちんと消費段階にまで伝達をしていただくという措置を、法律制度によって構築をしていきたいということで、取り組んでおるところでございます。

その成果物が21ページにございますけれども、右側の表の真ん中にあります、牛の個体

識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案ということで、去る2月7日でございますが閣議決定をいたしまして、国会の方に御提出を申し上げている状況に相なっておるわけでございます。

その内容につきまして簡単に御説明申し上げますと、生産者の方に生産段階で耳標を装着をしていただく。これを罰金30万円を持って担保をするということ。

それから牛の生年月日でありますとか、そういう情報をきちんと家畜改良センターの方に御報告をいただく。牛は点々に流通して移動いたします。移動いたしますと、移動した先の方々も含めて、今どこに牛がいるかということが判別するように、必ず御報告をいただく。残念ながら御報告を怠った場合には、30万円の罰金ということを、法律上は盛り込んでおるところでございます。

先ほど先生から御指摘ありましたように、それによりまして、例えばもし仮に発生した場合の疑似患畜が今どこにおるかということが、センターのデータベースを見ますれば、ある意味では瞬時にして判明するということが可能になるわけでございます。

現時点では罰則を持って担保しておりませんから、御協力をいただいた方にはきちんと御報告をいただいておりますが、先だってもいろんな手違いで東京市場に出荷をされた牛が和牛として出荷をされたわけですが、センターのホームページを見ますればF1であったといった自体も、今はまだあるわけでございますけれども、そういう罰則を持ってきちんと御報告をいただく。それが購入者、あるいは蔓延防止なりの観点からも、非常に有益であろうかと思っております。

それからもう1つは、と畜場で肉になります。その肉になったものを基本的には個体識別番号で点々に流通していただきまして、消費者の方々が御購入なさるときに、その時点で番号を知ることができる。それを持ってデータベースにアクセスすれば、いつ、だれがどのように飼っておったものかということが判然とするような仕組みをつくらうということでございます。

ただ、個体番号だけを伝達するというのは非常に難しい面もございますので、ロットの表示でありますとか、あるいはミンチ肉、小間切れは表示しようと思っても対象が非常に多くなるといったようなことで、対象外とするような、そのようないろんな工夫をして、制度を構築をしようとしたしておるところでございます。

この点につきましては、きょうはお配り申し上げておりませんが、次回法案の概要、それからわかりやすい資料を提供させていただきたいと存じておるところでございます。

以上です。

宮本畜産企画課長 続けて、先ほど経営対策の関係で御説明のございました、資料7 - 2の7ページ以下に、略語でB S E マル緊とか通常マル緊という言葉を使っていますが、7ページの左の方にその仕組みを載せています。経営対策として、先ほど食肉課長からありましたように、例えば値段が急激に下がって、素牛の価格、あるいはえさ代も払えないような状況になる場合、一定の経営的な支援を行うという仕組みで7ページの左の方にちょっとメモしてございます。

実績については7ページの右の方にそれぞれの畜種、品種ごとに対応した状況を掲げております。

この制度につきましては、先ほど小林委員の方からありましたように、B S E マル緊につきましては、特に全額国庫で対応するという形で、全国一斉に対応しました。その関係で、いろんな指標につきましても全国的な平均を使うということであったわけであります。

この辺につきまして、国会等でもいろいろ議論があったところでありますけども、やはり同じ価格でありましても、創意工夫でえさ代等を工夫しておるとか、各地域ごとになりますと、同じ価格でいかないような事態も生じます。それぞれに頑張っている地域にもきちんに対応できるような仕組みとして、全国平均という数値を使ったところであります。

大体B S E マル緊につきましては、価格が回復してきてほぼ終了しかかっておりますけども、先ほどありましたように、平均以下の方々がどうなっているのかという御質問であります。私ども今、こういった直接経営補てんする対策と合わせて、同じ資料7 - 2の9ページにありますけども、緊急融資、つなぎ資金の融資もやっております。基本的にはそういう経営対策で支援を受ければ、相当部分つなぎ資金を借りても、すぐ補てんされた国庫資金によって返済ができるわけでありますが、経営にはよっては非常に急激な価格の低下に対して、つなぎ資金が不足するという事態も生じたので、9ページにありますように、つなぎ資金の融資を13年度で3,700件、472億円、しかもこれは無担保、無保証で貸し付けします。利子につきましても、国が2分の1、都道府県等によりましてさらに補てんが行われるという形で、多くの地域で無利子になっているという資金であります。

先ほど言いましたように、13年度で3,700件、472億円と出ているんですが、14年度になりまして、そこにありますように50件、7億円となりまして、昨年8月以降価格も回復しましたし、そういった各種経営資金も4月以降、1カ月ごとに交付するという体制をとっておりますので、かなり経営面では改善しているのかなと思っています。

ただ、13年度で貸し付けた3,700件、472億円につきまして、2年間の猶予、借りがえができることにしました。現在、14年度中にそれが行われるわけでありますけども、この3月までにどのくらい借りがえが行われるのか。あるいは2年間の猶予できちんと返済できるのかどうかといった点について、私ども先生の問題意識と同じように、これから注視していきたいという現状でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは内藤委員、お待たせいたしました。

内藤委員 時間があと10分ということでございますので、これについての回答等の取り扱いにつきましては委員長にお任せしたいと思いますので、お願いいたします。

まず、非常に厳しい財源等の中でいろいろな諸施策がとられまして、BSE等の解決に向かっているということは、国の御努力について敬意を表したいと思います。その上で、この会議そのものが価格決定等に関係するということでございますので、次回に最終的な検討がされると思いますが、きょうお聞きしました中で、5点ばかり意見並びに質問をさせていただきたいと思います。

いろいろな調査等によりますと、国民のニーズは安全・安心な国産の畜産物を供給してほしいという意向が非常に強いわけですが、ここが我々の畜産物生産の原点だろうと思います。そこで、まず経営問題でございます。きょう説明をしていただいた中で、酪農については農家所得という概念でいろいろな御説明をいただきましたが、肉牛、養豚にいきますとその概念が全くなくなって、1頭当たりの所得、あるいは1日当たりの所得、あるいは1日の労働報酬という概念の御説明になっていたように思います。

今後、この価格決定等にかかわって、やはり今までどおり価格保証対策なのか、あるいは所得保証対策なのか、その辺をしっかりと国の方は整理して、それがわかるような資料を提出してほしいと思います。もし所得という概念で検討する必要があるのであれば、やはり肉牛でも養豚でも、他産業並の水準を考えたとき、現在、どのくらいの所得水準を確保できているのか、できていないのか、もしできていないとすれば、どれくらいの価格が保証されるようないろいろな諸対策をとる必要があるのかという判断基準が必要だろうと思います。そういう意味で、資料をお願いしたい。

例えば酪農では、都府県の方々を見ますと、サラリーマン並みで計算しますと、概算ですが12カ月で割ると1人当たり月せいぜい20万円足らずの所得しかないと思います。また、北海道においても、30万円足らずにしかないと思います。こういうふうな水準の

中で、我々が酪農生産者に何を求めていくのか、何を保証するのかということにつながっていくんだろうと思います。

やはり個体の収益性云々ではなくて、経営の収益性という視点に合った、資料提出なり説明をお願いをしたいと思います。

それから第2点目ですが、環境問題です。これは今後畜産経営の存立条件といいたまじょうか、前提条件になるかと思います。御説明で全体像はわかりましたけれども、畜種別の施設の改善状況というデータがありません。特に現地を回ってみますと、養豚のふん尿は大家畜のふん尿と違って処理、加工が非常に難しい形状なわけでありまして。現在、約2万近い農家の方々が対策がとれていないということでございますけれども、これを来年10月末までに解決するという事は、そう容易なことではないだろうと思います。

そういう意味では、畜種別にどのくらいできたのか、できていない畜種はどこに問題があるのかということが、わかるような資料をいただきたい。特に豚につきましては、先ほどお話ししましたが、輸入量はふえるけれども国内生産量は減っている。いわゆる生産基盤そのものが問題にされているということになりますと、この環境問題に対して適切な対応をしないと、養豚の生産基盤はさらに低下させるを得ないだろうと考えているわけでありまして。

それから、第3点目はえさ問題であります。これは私の勘違いであればまた後ほど教えていただきたいんですが、どうもはたから見ていると、米の需給関係からくる問題の後始末的に畜産のえさ問題が処理されているとも思います。やはりもう少し米の需給から、いわゆる水田という土地が「供給」されるならば、畜産の立場で積極的にその土地をどう活用するのかという視点が、もっと前面に出ていいのではないかと思います。

といいますのは、現地に入りますと同じ畜産農家も水田をやめても、その水田で麦をつくっている。簡単に言いますと、麦をつくると反6万円ぐらいの収益性があるそうですが、しかしえさをつくるとそれが2万円やそこらにしかならない。そうすると私経済から言うと、当然えさよりも麦をつくりますという、一部傾向がございます。

そういう意味からも、畜産の施策の立場から、稲作から供給された土地というものをどう利用していくのかというあたりが、今後の課題になるのではなかろうかと思っております。そういう視点での検討が必要であると考えております。

それから4点目ですが、先ほどHACCP方式の導入が、初めてこういう公式の文書に出てきたわけですが、それがどんなものなのか、あるいは畜産行政上どう位置づけられる

のか、あるいは今後生産農家にそういうものが義務づけられるのか、あるいはH A C C Pの方式を導入した農場については、今後、認定方式が導入されるのか。この辺を今後どう考えているのかお聞きしたい。

といいますのは、国民の安全・安心な畜産物を供給してほしいという要望からしますと、このH A C C P方式の導入は非常に重要だろうと思います。しかし、単なる一般的な話なのか、やはり安全・安心を保證する生産方式として国が、今後重要な施策として位置づけようとしているのかどうか、この辺についてお聞かせいただきたい。

また、トータル的にそのような方式を導入し、あるいは先ほど話がありましたトレーサビリティ云々という話も含めて、最終目標としてはコストを2割削減しなさいということが目標に挙げられていると思いますが、本当にコストを2割削減できるのか、あるいは削減の手法があるのだろうかというあたりも聞きたい。やはりいろんな施策を個々ばらばらではなくて、トータルの施策として検討しなければいけないのではないかと思います。

最後の5点目ですが、トレーサビリティについて、先ほど他の委員からお話がありました。やはり我々消費者からすると、口に入るところでの安全・安心を議論せざるを得ないとなります。農林水産省関係ではさらに厳しいいろいろな施策なり法律をつくろうとしておりますが、同時に厚生労働省との関係をもう少し明確にしていきたい。

それから、トレーサビリティは非常にいいことですが、私の周りの第三者の方々とお話をしてありますと、何でもわかるというふうな理解をしているわけですね。先ほど小間切れだとかミンチだとかありましたが、牛乳もトレーサビリティをやったらどうかという消費者の声にどう対応するのか、しかし、これは現実的に不可能な部分もあると思います。ついては、できること、できないこと、またやるにしても金のかかること、金のかからないことを明確にして、消費者なりメディアに対して積極的に情報を公開していくことが、今後正しい畜産施策をやっていく上で必要ではなからうかと考えております。

以上、意見と質問です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

かなり多岐にわたる御質問をいただきまして、幾つかは恐らく事前の資料要求に近いような話かと思えます。2番目の環境対応の畜種別のデータはそういう性格かと思えます。

それから、最初の所得概念に対応したデータも資料の御要求かと思えますが、この点は制度の性格をどう考えるかということとかなり密着しておりますので、単なる資料要求を超えた問題があるかと思えます。



それからお米の転作の問題でございますけれども、飼料生産固有の観点をもっと重視すべきだというのは、昨年の米政策改革の方向と合致していることかと思えます。その意味では、委員の御指摘の方向に徐々に動いていくんだらうと思っております。

ただ、えさも転作奨励金で言いますと、麦、大豆と並ぶ非常に高い水準の助成が出されております。それが実際の生産の担い手のところにいつているかどうかというあたりは、いろいろ問題があるかと思えます。

それからコスト削減は、酪肉近をベースにしたものとしてあるわけでございますけれども、それが現実かどうかということ等々あるわけですが、今の段階で役所の方でお答えできるものがあればまずお答えいただいて、そのほかのものについては必要に応じて、この部会で価格の問題について一回開くわけでございますので、そのときに今、資料要求があった点も含めて、御回答をいただければと思えます。

伊地知衛生課長 H A C C P 導入の関連でございますけれども、私ども先ほど申し上げましたように、昨年9月に衛生管理ガイドラインを作成いたしまして、今年度から家畜衛生対策事業でモデル的な事業を実施しております。

現在、32の都道府県で、それぞれ家畜保健衛生所、農家、農協等の連携、先ほど説明申し上げた資料の20ページの右肩に書いてあるような形でのモデル的な普及を推進しているところでございまして、現時点ではこれは義務とかそういうものではございません。家畜衛生対策事業として実施をしているということでございます。

今後どうするかというお話があるかと思えますけれども、家畜伝染病予防法の改正を現在国会に提出しております、その中で飼養衛生管理基準を作成することになっております。これは具体的にはどういう形で進めるかは今後、恐らく審議会の下に専門の分科会等を設けて、専門の先生の御意見をお伺いしながら、どういう基準をつくっていくかということ、具体的には進めていきたいと思っておりますが、その際に参考になるということはあると思えますが、現時点ではこの方式そのものを義務化するかどうかということはまだ決まっておりません。現在は、モデル的に事業として実施しているという状況でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

木村飼料課長 飼料作物が転作の後始末的に処理されているんじゃないかという御指摘であったかと思えます。そういった部分が全くないとは言えないと思っておりますが、米の消費が大幅に減少する中で、転作面積も増強ということになります。

この中で、麦も大豆も需要のミスマッチがあるということで、勢い飼料作物への期待が大きいと思っております。こういった中で、後始末というよりは、これをチャンスに、飼料作物の増産を図っていきたいと考えております。

それで、麦の方には6万円の収益性があるというお話でございましたけれども、私どもが承知しているのは、麦、大豆、飼料作物とも10a当たりの所得が大体1万円か2万円程度ということであり、助成金についてもそれぞれ同水準ということでございます。

ただ、先ほど生源寺先生が言われましたように、助成金をどこが受け取るのかということで、従来の飼料作物のケースでいきますと、要は助成金の部分については地権者である稲作農家に渡るということで、畜産農家は地代ゼロということで、労力提供しながら転作するというケースが多かったんじゃないかと思っております。

これにつきましては、要は主たる担い手である畜産農家にそういった部分が出るように、16年以降については検討していくという方向で、今詰めているところでございます。

生源寺部会長 食肉鶏卵課長。

本川食肉鶏卵課長 最後、私の所管ではないのかもしれませんが、トレーサビリティがどこまでできるのか、できないのかという議論がございました。先ほど少し申し上げたように、牛肉についてはBSEの発生を受けて、EUでスタンダードがある意味ではできておりまして、EU規則で義務づけをするということございまして、先ほど御説明したような、法律制度を持ってしてお願いをするという仕組みを検討いたしておるわけですが、その他の品目については、こういう法律制度にまで構築をするという考えは、基本的に今、農林水産省は持っておらないということでございます。

ただ、その他の品目についても、トレーサビリティについていろんなお取り組みをなさっておられます。それについては、総合食料局が担当でございますが、そちらの方で消費生活課が中心になって、いろんな補助事業で、どこまで各品目ごとにトレーサビリティシステムを構築することが可能か、あるいは導入が可能かといったことについて、ひとつ検討しておりまして、今年度もたしか25億円でありますか、予算を確保いたしまして、いろんな品目についてどこまで可能であるか、あるいはモデル的なシステムができるかどうかといったことについて御検討をいただくことになっております。その関係では、いろんな方にもお話しただいて、議論することになっております。

それからもう1つは、履歴JASという、今、有機のJASシステムがございますけれども、第三者機関がそういうシステム全体を認証して、有機農産物についてJASマーク

を添付するという制度がございますが、トレーサビリティを確立できるシステム、例えば野菜なら野菜について、こういうシステムによってトレーサビリティを消費者の方に提供していこうという仕組みを、生産者と流通業者の方が共同で構築をされて、それを第三者機関に認証していただいた場合には、履歴がきちんとしたものであるというJASマークを添付をするという仕組みを、今これも総合食料局の方で検討しておられまして、残余の品目についてはそのような形で、消費者の方々に提供されていく。

それから、私ども牛肉に関しましても、耳標番号自体は法律制度で伝達をするということになっておりますけれども、どういうえさを与えていたか、あるいはどのような薬を投与したかといったものについては、国がすべて正しいということ把握をして、センターのデータベースで表示をするということになりますと、農家の方々に全部記帳してもらって、それを全部国が確認をして、正しいということを確認した上でデータベースに載せるというのは、非常にコストがかかってしまいますので、そのようなえさの情報とか、投薬情報についてはそういう履歴JASの中で、牛肉についても提供していけるようなシステムをつくっていこうということで、これから取り組んでいこうとしているところでございます。

それから冒頭ありました、所得なりの問題につきましては、牛乳課長とも今話をしておったんでありますが、算定の方式を説明させていただく中で、いろいろと資料を提供しながら御説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。以上で事務局からの、この時点での御回答は終了ということかと思えます。

なお先般、この部会の親分科会ということになりましようか、生産分科会の場合でも、今少しやりとりがございました、すべてのものについてトレーサビリティの確保は可能かどうかという議論がございまして、その際幾つかの役所からの御回答があったわけでございます。これはいわゆるリスクコミュニケーションという点でも、非常に重要な課題であるというお話があったことを御披露しておきたいと思えます。

時間が大体まいったんでございますけれども、そのほかにございまいしょうか。

岸委員 きょうは議論する時間が大変短くて残念なんですけれども、これはもしかすると資料要求ということになるのかもしれませんが、先ほど資料6になりますが、畜産環境対策室長が畜産関係対策のことをお話になりまして、その中で施設の整備とかについての事

業とか予算の御説明はあったんですが、いわゆる耕畜連携の問題ですよ。ソフトの面と  
いいでしょうか、それについては御説明がなかったと思うんですが、これは一体進んでい  
るのかどうなのか。データの的にあるのかどうか。

僕は全く知らないんですけども、私が四国におりましたときには非常にこれが問題にな  
っておりまして、なかなか実態が進まないんだということを言われておったわけですが、  
その辺どう考えたらいいのかということ。もし資料があるんでしたら、次回出していただ  
いてもいいんですけどね。その点をひとつ、もしあれだったら次回に送っていただいて結  
構ですから。

生源寺委員 それでは今委員。

まとめて御発言いただいて、まとめて御回答いただきたいと思います。

今委員 耳標装着の件なんですけれども、私たち生産者は耳標を装着して、報告書をフ  
ァクスで流すんですが、これは最近聞いた話なんですけれども、仲間の酪農家が、共済掛  
金を見直すときに、今までデータとして預けたものを一回引き出してみようということ  
で取り寄せたところ、60頭分入力されておらず、行方不明になってしまったらしいんです。  
耳標もなくなっちゃったので要求したところ、「まだまだたくさん余っているわけでしょ  
う」と言われて、その60頭分がセンターでは余っているという形になっていたらしいんで  
すね。やはり法律で罰せられるということになってきますと、預かる側でもきちんと管理  
していただきたいと思います。

耳標装着は経営の中でもメリットはあるんです。牛の出し入れがはっきりしますので。  
ですが、センターの方で牛が行方不明になっているという事態が起きているのでは、ちょ  
っと安心できないなということなんです。

とりあえずまだ始まりですので、データを預けている生産者側に、今までこんなふうに  
データがたまっていますよというぐらいの何かがあったらいいかなって、最近思ったんで  
す。その農家の方が言うのには、要求してもなかなかデータが来ないというんですね。結  
局は3週間ぐらいかかってやっと届いたものが、頭数が合わなかったというので、ちょっ  
と不信感が出てますよね。

ですから、データを預けていく方の身にもなって、きちんとしたものを、要求しなくて  
も一度は見ていただきたいと思います。お願いします。

生源寺部会長 ほかにございますでしょうか。

石川委員 細かいことで申しわけないんですが、資料6の7ページの国産稲わらの利用

のところですが、えさ用が約1割で、すき込み用が約7割となっていますが、畑にも当然稲わらは大事だと思うんですが、これでえさ用に転換できる分量ってどのくらいなんでしょうか。

というのは、その差の14万tを輸入してますよね。なぜ輸入しなきゃいけないのかなという数量から言うと、やはりこういう稲わらも中国から輸入しなきゃいけないような絡みがあるのかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきます。

生源寺部会長 そのほかにいかがでしょうか。

どうぞ御遠慮なく。

吉田委員 先ほどの説明の中にもございましたけども、一昨年から昨年にかけて非常に豚価がよかったということで、ちょっと会うと皆さんの頭の中では、「養豚はよかったね」という言葉なんですね。

そういった中でちょっと考えてほしいなと思うのは、検討する中で、高水準に価格が推移しましたけども、やはり生産者が、「さあ、じゃあ何とかこれからやっていこう」というときに、去年の暮れからの豚価低迷ですね。これは今までと比べたらすごい意欲をなくさせるような、環境問題を含めた中でそういった問題がありまして、これから計画を立てていくときに、自給率の目標の達成のために、国内生産増加ということが言われてますけども、養豚の生産性の改善とか、経営体力の強化、環境3法への対応ということになりますと、長期的な展望に立った中での計画をしていかなければならないと思うんです。そういうのを十分検討した中で、計画してみたいと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかにございませんでしょうか。

矢野委員 環境関連なんですけど、先ほど経営のこともございましたが、処理施設の農家1戸当たり、あるいは共同で使われるところもありますが、農家1戸当たりの必要経費がどれくらいになっているかということ教えていただきたい。

それと、堆肥センターの方でたくさん堆肥はつくられておりますが、その利用状況、かなり滞留しているということも聞いております。それから、堆肥の質にいろいろいいもの、悪いものと幅があると聞いておりますので、そこら辺どうなっているのかというのの情報がございましたら、次でも結構ですのでお教えいただきたいと思います。

生源寺部会長 そのほかにいかがでしょうか。

増田委員 トレーサビリティについて、これはお願いを含めてです。消費者、主婦に対

するアンケートによれば、トレーサビリティが確立されるなら、多少の負担も辞さないという調査がこのごろあちこちらで出ております。私も合いびき、切り落としの履歴もわかると思っていました。しかし、これはやっぱり非常に難しいらしい。先ほど内藤委員も言われたように、牛乳などの履歴も知りたいという意見も出てきています。

ここで大事なことは、不可能な情報というのをきちんと出すということが、これからの行政にとって不可欠ではないかという気がしております。それがリスク管理、リスク評価、そして消費者と行政、生産者との間のリスクコミュニケーションについて不可欠な要件ではないかと思えます。

トレーサビリティの可能と不可能について、消費者は理解不足です。多分毎日買うような切り落とし、合いびきだってわかるんだと思っている方は多いと思うんです。総合食料局消費生活課が今後、さまざまな分野で御努力していかれるというふうに伺いましたけれども、ぜひ畜産部と連携した形で、畜産物のリスクコミュニケーションの前進に向けて、これは絶対やっていただきたいと思っております。意見でございます。よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、一応委員の皆様からの御発言は以上で閉じさせていただきまして、今6人の委員の方から御指摘、あるいは御質問、御意見ございましたが、今の段階でお答えいただけるものがあればお答えいただき、幾つかは資料として次回出していただいた方が効率的に進むかと思えます。

畜産技術課長。

塩田畜産技術課長 一番最初に、今委員のトレーサビリティの原点である生産サイドにおける牛の耳標装着について、この短期間の間に、生産者の皆さんの御理解のもとでやっていただいております。

実際、補助事業の中で生産者に届けていただいているのを、白河にございます家畜改良センターでコンピューターで整理しております。データをちゃんと報告したにもかかわらず、入ってないじゃないかとの御指摘ですがいろんなエラーというのは確かにございます。確かに短期間の間にやってきているということもあるり、御指摘のようにやることについては、生産サイドだけでなくある面ではセンターサイドにおける何かの誤差があったということもあるかと思えます。それについては、実際のところ、先ほど食肉課長からも話あ

りましたですけど、肉サイドのところからでもそういうふうな問題もあります。

法制的にトレーサビリティをやっていこうということで動いており、トライアルと言うには語弊があるかと思いますが、やはり準備期間中にそうしたエラーをなくしていくことが大切であると思いますので、センターサイドでもデータを入れるサイドとして準備調整しております。また、関係の家畜事業団等とも、また、地元においては都道府県農協さんもいろいろ一緒にやらせてもらってますので、いろんなサイドから努力していくということで、点検もしていきたいと思っております。

生源寺部会長 要求はなくとも、確認の意味でもデータを戻していただきたいという要望があったかと思いますが、この点は。

塩田畜産技術課長 実際には昨年 10 月からコンピューターの方で公開という形で、1 回 10 件ずつという形でずうっと公開できるように、耳標の番号を入れてみれば、どういうところまで生まれたかということもできていますし、実際に今、個別のセンターへの問い合わせをいただければ、当然出せるようにしております。

ただ、今トライアルが完成の域にまでいっていない部分があって、今のような御指摘があるということは、私どもとしては十分注意しておきたいと思っております。ありがとうございました。

生源寺部会長 それでは、畜産環境対策室長からまずお願いいたしましょう。

大野畜産環境対策室長 まず、数字にかかわる部分からお答えしたいと思います。矢野委員の方から御質問のありました、施設の単価ということでございますけれども、これは共同利用施設で過去の実績を見ますと、大体 1 戸当たり 1,600 ~ 1,700 万円。個人の施設の場合には 1,000 万円強というのが、平均的な整備単価になっております。

それから、岸委員と矢野委員の言われたことは非常に関連すると思うんですが、堆肥を農地に還元するというのは、自分の土地で全部還元できればいいわけですが、やはり耕種の部門に頼らざるを得ないということで、耕畜連携は非常に重要でございます。

堆肥センターの運営状況は非常に厳しいと、堆肥センターは今、全国 2,300 カ所稼働しておりますけれども、その問題を解決するためにどういう支援策をとっているのかということですが、資料 6 の 2 ページになるかと思いますが、右上の方の事業で、どうしても私ども施設の整備箇所数に気がいくものですから、ハードばかり中心に説明させていただきましたが、資源循環型農業確立支援事業につきましてもソフトがございまして、補助つきリース事業というのにも、これはソフトがさらに 210 億円以外にございまして、

こういった中で耕畜連携を図るための協議会の開催、支援をさせていただく。

それから堆肥センター、先ほど矢野委員の方から御指摘ございましたけれども、品質がどうなっているのかと、成分がよくわからないものを使えるわけじゃないかということが現場であるかと思うんですけれども、そういった品質の成分分析を助成するとか、それに必要な機器を導入するのに助成をさせていただくとか、あるいは堆肥の広域流通を支援するために堆肥散布に対する助成、これは1 t 500円でございますが、こういったことをやらせていただいております。

さらに人の問題がございます。これは平成13年度から始めさせていただいておりますけれども、堆肥センターの職員の方に運営にかかる研修、それから実際に堆肥をどう利用するかという技術面に関する研修ですね、この2通りを合わせ行っておりまして、昨年度、本年度で676名の方が研修を受講されたということで、私どもは問題意識を持って、施設整備のところばかりじゃなくて、それを運営するためのノウハウを強力にやっていかなくちゃいけないと思っております。

以上でございます。

岸委員 ちょっとよろしいですか。そういうやっていますということじゃなくて、結果はどうなっているかということを知りたいんですよ。それをデータとして何かあるんなら出していただきたい。今じゃなくて次回でいいですから。

生源寺部会長 これは次回までに、耕畜連携の進捗状況をお尋ねになったということで。

岸委員 そうです。現場で具体的にどうなのかということですね。

生源寺部会長 それでは飼料課長。

木村飼料課長 稲わらの利用の件でございます。飼料用で110万t、それ以外に敷料用とか加工用等で同じく110万tぐらいございます。

あと、全く利用されていない部分、焼却というのが30万tぐらいございます。これは完全に置きかえていかん部分だと思っておりますし、あとすき込み等の650万tにつきましても、これは稲作農家と畜産農家が連携すれば、要は稲わらを堆肥にかえて、ふん尿と交換という形で、地力の維持も図られるということでございますので、この部分についても潜在的に置きかえることが可能な部分だと思っております。

ただ、稲作地帯と畜産地帯とが乖離していたり、労力の問題が多々ありましてなかなか難しい面もございますけど、潜在的には650万tも余力としてあるというふうに認識してございます。



生源寺部会長 どうもありがとうございました。

時間もかなり押しておりますので、今お答えいただいた部分につきましても、資料としてデータを出していただいた方がいいものが幾つか残っておりますので、それは次回の部会の際に御提出いただければありがたいと思います。

先を急ぐようで恐縮でございますけれども、予定の時間もかなり過ぎておりますので、本日の質疑につきましても以上で終了いたしたいと思います。

本日の御議論について、改めて意見の集約という形のことはいりませんが、生産局におかれましては、本日の委員の皆さんからの御意見を十分に踏まえ、今後の価格算定等の審議の準備に最善を尽くしていただきたいと思います。

それから、資料要求という形の御発言が幾つかございましたので、それについてもきちんと対応していただきたいと思います。

宮本畜産企画課長 本日は長時間どうもありがとうございました。ただいま、資料の点、幾つかございました。本日要求のあった資料につきましても整備したいと思いますが、さらに次回、日程は後で調整いたしますけれども、資料等につきましてもあらかじめ御連絡いただければ、その会議に十分準備できると思いますので、前々日ぐらいまでに具体的に資料等につきましても御希望がございましたら、事務局の方にお寄せいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

生源寺部会長 資料の要求がある場合には、できればむしろ事前にお知らせいただければありがたいということかと思っておりますので、日程が定まり次第、その点についても対応の方をよろしく願いいたします。

では、以上で本日の部会は終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

午後0時26分閉会